

新規就農者受入れのための市町村段階の支援事業について

財団法人福島県農業振興公社（平成27年4月1日現在）

市町村名	事業名	対象者	支援措置の内容	窓口・問い合わせ先
伊達市	伊達市就農支援事業	1 伊達市在住者 2 65歳以下 3 就農して5年以内の者、又は新たに就農しようとする者 4 農業に年間150日以上従事すると見込まれること 5 今後5年以上農業に従事すると見込まれること	支援内容：農業生産法人等と委託契約をし、支援対象者に先進的な農家を紹介して、農家経営や栽培技術等の指導を行う。 委託料： (1) 就農者支援（半日支援と1日支援を就農者が選択）1か月5日以上の場合 600円/1時間（ただし、半日は3時間以上、1日は6時間以上の実働時間として、1か月97千円を限度とする。 (2) 就農者受入農家支援 1か月10日以上半日研修 25千円 1か月10日以上1日研修 50千円 （ただし、農業研修は1日最大6時間とし、1か月5万円を限度） 支援期間：3年間	農政課 TEL：024-577-3173
	伊達市新規就農者支援金	1 伊達市在住者 2 市内で新規に就農した者 3 伊達市青年等就農計画認定者	支援内容：新規就農者に対し支援金を交付 支援額：年間100千円 支援期間：2年間	
桑折町	桑折町新規就農者経営活動支援金事業	以下の条件を全て満たす者 ・桑折町内に住所を有すること ・町内に新規に就農したものであること ・年齢満40歳以下であること ・農業に年間150日以上従事すること	○経営活動支援金支援期間 3年 ○場所 町内 ○支援内容 新規就農支援金として年額6万円を3年間にわたって助成金を交付する	産業振興課農林振興係 TEL 024-582-2126
国見町	国見町経営開始支援資金貸付制度	・町が認定就農者と認めた者 ・国見町に居住している者 ・Uターン、新規学卒者は18歳以上40歳未満 ・新規参入者は18歳以上50歳未満	・貸付額 70万円以内 ・貸付内容 新規就農に必要な技術の習得、条件整備等に要する資金 ・償還 貸付けから5年後の経営が一定の要件を満たしていると町長が認めた場合は償還免除 資金利用は1回のみ	産業振興課産業振興係 TEL 024-585-2986
二本松市	二本松市新規就農者研修支援事業	新規就農者（市外からの転入者で市内で新たに農家として経営を始める満18歳から満50歳までの者）又は、農業後継者（市内に居住し、自家農業経営の後継者として農業を継承するものであって、満18歳から満50歳までの者）を農業技術習得に取り組む研修者として受け入れ、農業技術を指導する団体に対し、二本松市担い手育成総合支援協議会が審査し、市長が適当と認めた団体に対し補助金を交付する。	(1) 新規就農者の研修期間中の居住確保のための家賃補助・・・月額家賃の半額（ただし月額25千円限度） (2) 新規就農者の研修期間中の安定した生活の維持のための生活費補助・・・1人につき月額70千円 (3) 新規就農者及び農業後継者に対して農業技術指導をする受入農家の確保のための技術指導費補助・・・1人につき月額30千円 (4) 補助事業を実施するために要する事務費用の一部を補助・・・1団体年額50千円	農政課 TEL：0243-55-5116

市町村名	事業名	対象者	支援措置の内容	窓口・問い合わせ先
大玉村	大玉村農業後継者育成事業	大玉村内に居住し、農業に従事し将来農業経営を継承する20歳以上50歳までの者で、貸付審査会の認定を受けた者。	大玉村が融資預託し農協が行う農業後継者育成資金に対し利子補給を行う。 1) 大玉村農業後継者資金貸付事業 ・融資事業主体：みちのく安達農業協同組合 ・貸付条件：農業経営に必要な種苗、家畜、資材、機械及び施設の設置（土地の購入を除く。）等に要する経費 ・貸付金額：総事業費の80%以内 ・限度額：（一般）500万円（特認）1,000万円 ・貸付利率：農業近代化資金貸付利率に0.5%を加えた額 ・償還期限：10年以内（うち据置期間2年以内） 2) 農業後継者資金利子補給事業 ・利子補給額：農業近代化資金基準金利プラス1%と後継者負担率との差額を農協に利子補給する。	農政課農政畜産係 TEL:0243-24-8107
郡山市	農業参入支援事業	都市部の就農希望者	「新・農業人フェア」を出展時に郡山市へ定住、就農情報を提供する	農業政策課 TEL 024-924-2201
	こおりやま園芸カレッジ	新たに園芸で郡山市内に就農する18歳以上60歳以下の方	・野菜・花卉の栽培技術を学ぶ研修会 ・年間155日 ・青年就農給付金（準備型）対応	郡山市園芸振興センター TEL 024-957-2880
小野町	夢のある農業者育成推進事業	○対象者 ・新規就農者及び転職者Uターン者等 ・農業研修生に対しても新規就農者と同様に扱うものとする ○年齢条件あり 50歳以下	新規就農者に対し、就農後1年を経過したときに100千円、2年経過したときに200千円、3年を経過したときに300千円の計600千円を支援金として交付する	農林振興課
				TEL 0247-72-6935
田村市	新規就農奨励事業	以下の要件を全て満たす者 ・田村市内に住所を有する者 ・田村市長より就農計画の認定を受けた者	新規就農者に対し、就農後1年を経過したときに100千円、2年を経過したときに100千円、3年を経過したときに100千円の計300千円を支援金として交付する	産業部農林課農政係
				TEL 0247-81-2511
須賀川市	新規就農者経営開始支援事業	須賀川市長より青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者で、その就農区分がUターン就農者、新規学卒就農者及び新規参入者である15歳以上50歳未満の須賀川市内において新規就農した者	営農確立のために必要な資格の取得、又は技術の習得並びに資質の向上を図るのに必要な資金の一部を経営開始支援資金として貸し付ける※5年間就農し、経営目標を達成すれば償還免除 ○貸付限度額 40万円以内	産業部農政課農政係
				TEL 0248-88-9138
天栄村	農業経営者育成資金	村内に居住し、現在農業に従事して、農業経営を実質的に経営する者	1 この資金は、農業経営者が自らの創意と責任において、その農業経営に必要な種苗購入、家畜導入、農業用機械購入等及び農業用施設の設置に要する経費とする 2 貸付金は所要資金の80%以内とし、500万円を限度とする 3 この資金の貸付期間は、10年以内で、償還は均等償還とし、毎年度3月末日までに行うものとする。 4 貸付資金の利子は無利子とする	産業振興課 TEL:0248-82-2117
石川町	新規就農希望者への就農相談	・石川町内で就農しようとする新規就農者への就農相談を実施 ・対象者は、町内で就農する農業者であれば年齢等条件は不問	町の農業再生専門指導員による就農相談	産業振興課 TEL:0247-26-9126

市町村名	事業名	対象者	支援措置の内容	窓口・問い合わせ先
平田村	平田村新規就農者誘致特別措置条例	(1) 心身共に健康で原則として経営責任者の年齢が概ね18歳以上50歳未満の者、又は概ね18歳以上50歳未満の共同経営を行う者が3名以上農業経営に参画する者 (2) 近代的農業経営を維持・管理する能力又は経験を有する者 (3) 前各号に満たない者であって、特に村長が認めた者	① 農地の賃借料1/2を5年間奨励金として交付 ② 経営開始後、最初に取得した施設等にかかる固定資産税相当額を3年間奨励金として交付 ③ 農用地等の購入資金及び経営開始年度から2年以内に借入れた家畜導入資金に対し、その借入額の1/5、5,000千円を限度に補助金を交付する ④ 農業経営に必要な資金として借入れた制度資金の利子について、その3/5を借入年度から7年間利子補給する 対象となる制度資金の限度額は5,000千円 ⑤ 土地、施設等の斡旋 ⑥ 村長が特に必要と認めた場合は、農業機械のリースを行う	産業課農林管理係 TEL:0247-55-3115
玉川村	施設園芸参入支援事業補助金	村内在住者で新規施設園芸参入者及び認定農業者	ビニールハウス設置に要する経費の1/2で上限162万円	産業振興課 TEL:0247-57-4627
	20坪ハウス設置事業補助金	村内在住者でハウス栽培に意欲のある女性就業者(概ね40~60歳)及び会社等を退職された方(概ね55~65歳)で5年以上継続して栽培可能な方	20坪(3間×7間)程度のビニールハウス設置に要する経費の1/2	
白河市	がんばる農業後継者奨励金	・市内に住所を有し、専門的に農業に従事しており、他に恒常的な勤務先を持たない者 ・当該年度の4月1日における年齢が満45歳未満である者 ・各種学校卒業後明確な就農実績が無く、当該年度内に就農2年を経過し3年目にある農業者の内、引続き農業を続けることが明確である者に1回交付	・新規就農者奨励金 1人当たり5万円	産業部農政課 TEL 0248-22-1111 内線2225
西郷村	西郷村新規就農者支援事業	西郷村村長より就農計画の認定を受けた西郷村内在住者	機械整備、研修、資格取得等への支援(最大、60万円、1回限り)	農政課 TEL:0248-25-1116
会津若松市	戦略的農業経営確立支援事業(施設園芸農業経営支援事業)	生産者団体 生産者 (新規就農者含)	○アスパラガス、トマト、キュウリ、イチゴ、トルコギキョウの新規作付、規模拡大のための施設導入に必要な経費の一部を支援 ・補助率 新規就農者の割合 3/10(上限100万円) ○上記5品目の施設栽培における灌水用の井戸の掘削にかかる費用の一部を支援 ・補助率 新規就農者の場合 3/10(上限6万円)	会津若松市農政課 0242-39-1253

市町村名	事業名	対象者	支援措置の内容	窓口・問い合わせ先
猪苗代町	猪苗代町新規就農事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町外から転入し、本町農業に従事する意欲を十分に持っている概ね60歳未満の者 ・ 町新規就農者認定審査会が認める先進農家等で1年程度の農業研修を有し当該農家からの推薦を受けた者 ・ 5か年の営農計画書（就農計画書）を提出し、町長が町認定就農者と認めた者（町新規就農者認定審査会において審査する） ・ 補助期間は、新規就農事業補助対象者となってから3年以内 ・ 補助金の交付を受けてから5年以内に離農した場合は、補助金の全部又は一部を取り消し、返還を求める場合がある。 	<p>《新規就農者住宅賃借料補助事業》 住宅・農作業場の家賃1か月の2分の1以内（上限25千円）の補助</p> <p>《新規就農者農地賃借料補助事業》 農地法又は農業経営基盤強化促進法に基づき設定された賃借権の賃借料の2分の1以内（上限10a当たり10千円）の補助</p> <p>《新規就農者研修補助事業》 1経営体1か月50千円</p>	農林課 TEL 0242-62-2116
喜多方市	新規就農者経営確立支援事業	次の各号に掲げる要件をいずれも満たす者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 喜多方市内に住所を有する者 ・ 18歳以上65歳未満である者 ・ 喜多方市長より就農計画の認定を受けた者（新規参入者、Uターン者、新規学卒者） ・ 就農して1年以内の者 ・ 本市において5年以上就農することが確実である者 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 営農研修教育費の助成 新規参入者（5万円/月、1年間） Uターン者、新規学卒者（2万円/月、1年間） ○ 農地賃賃料の助成 （80%補助、3年以内） ○ 農業機械・施設リース料の助成 （1/2補助（上限235千円/年）、3年以内） ○ 住宅賃賃料の助成 （80%補助（上限27千円/月）、3年以内） 	産業部農林課 TEL 0241-24-5235
西会津町	西会津町新規就農者あんしんサポート事業	以下の条件を全て満たす者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 町外からの移住就農者または非農家からの就農者 ・ 18歳以上55歳未満の者 ・ 5年以上継続して就農が確実で就農後5年以内に認定農業者又は認定新規就農者になる意志があること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 営農研修費の助成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 移住による新規就農者（8万円/月 3年限度） ・ 町内非農家就農者（6万円/月 3年限度） ○ 経営安定の助成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 移住による新規就農者（8万円/月 3年限度） ・ 町内非農家就農者（6万円/月 3年限度） ○ 住宅賃賃料の助成 町外からの移住就農者への一部助成（2万円/月 3年限度） 	農林振興課農政係 TEL : 0241-45-4531
				産業部農林振興班
会津坂下町	就農研修者受入支援事業	新規就農を目指す人材（Uターン希望者、親元就農）	農業法人及び認定農業者が新規就農を目指す人材（Uターン希望者、親元就農）の研修者を受け入れる際、研修者1人（1回）の受入に対し、最長7日分の受入謝礼3千円/日を支援する。	0242-84-1505

市町村名	事業名	対象者	支援措置の内容	窓口・問い合わせ先
湯川村	頑張る若者応援！新規就農者支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・村内に住所を有し、且つ居住 ・申請時点で40歳未満で、年間150日以上農業に専従 ・認定新規就農者 ・就農後5年以内に認定農業者となる意思がある者 	月額10万円を36月間（3年間）補助	産業建設課産業振興係 TEL：0241-27-8840
柳津町	未来の農業を担う若者応援給付金	新規就農者	年額120万円給付	地域振興課 農林振興班 0241-42-2116
会津美里町	新規就農者育成支援事業	以下の条件を全て満たす者 <ul style="list-style-type: none"> ・町内に住所を有する者又は就農時に町内に住所を有する見込みの者 ・概ね60歳未満の者・経営面積が50a以上、かつ主業として農業を営もうとする者 ・町より就農計画の認定を受けた者 	対象事業 農業用資材購入に対する助成 * 補助金20万円/1件 * 経営支援資金を受ける場合は10万円	農林課農政係 TEL：0242-56-3914
	新規就農者育成奨励金事業	（就農者補助） 以下の条件を全て満たす者 <ul style="list-style-type: none"> ・町内に住所を有し、かつ居住している者 ・申請時の年齢が40歳未満であって、農業の生計の中心として位置づけ、自己努力と自立経営の意欲をもって5年以上、かつ、年間150日以上農業に専従する者 ・町より就農計画の認定を受けた者 ・就農後5年以内に認定農業者になる意思がある者 （研修受入補助） 以下の条件を満たすもの <ul style="list-style-type: none"> ・就農者補助の交付要件を全て満たす就農者の研修を受け入れる、本町に住所を有する農業者 	対象事業 <ul style="list-style-type: none"> ・農業振興の中核となる担い手を確保し、育成するため、新規就農者及び研修受入農家に対し資金を交付（就農者補助） ・農家の跡取りの新規就農に対しては月5万円 ・新たに町に居住した新規就農者に対しては10万円 * 補助対象期間 36か月 （研修受入補助） <ul style="list-style-type: none"> ・就農者の研修を受入れる、本町に住所を有する農業者に対し月1万円 ※補助対象期間12か月	
三島町	三島町農産事業基金（新規就農支援事業等資金）	町から「青年等就農計画」の認定を受けた認定新規就農者	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに農業を始める際に必要な営農費及び生活費を支援する。 ・貸付期間は10年以内（うち償還猶予期間2年以内） ・貸付利子は無利子 ・償還方法は均等償還（ただし、繰り上げ償還することができるものとする） ・貸付限度額は300万円 	産業建設課産業係 TEL 0241-48-5566
金山町	工場等雇用奨励金事業	以下の項目すべてに該当する事業主 <ul style="list-style-type: none"> ・交付の対象となる従業員を常用従業員として雇用し、引き続き6か月以上雇用すること ・雇用保険適用事業主 ・納期到来分の個人住民税や法人住民税を完納している人 ・貸金台帳、労働者名簿、出勤簿、現金出納帳、総勘定元帳等を備え付け町の要請により提出することができること 	新規就労者（就農を含む）を雇用した事業者に対して5万円を交付します。	復興政策課復興政策係 TEL 0241-54-5203

市町村名	事業名	対象者	支援措置の内容	窓口・問い合わせ先
昭和村	昭和村新規農業参入推進事業	以下の要件を全て満たす者 ・18歳以上 ・昭和村に居住、または今後5年以上、昭和村に居住し、中核的農業者となり得る者（認定就農者、認定農業者を目指す） ・研修終了後直ちに就農する者	○ 研修期間 1年 ○ 研修場所 村内農家 ○ 研修内容 宿根カスミソウの栽培及び経営計画 ○ 研修費用助成 指導農家への謝礼金（指導農家へ支払） 研修を終えた方は下記の支援制度があります ●初期経営支援 カスミソウ苗の購入代金の1/2助成（上限50万円、2年間） ●農地代助成 地代の1/2（上限1万円、3年間） ●就職奨励金 10万円（就農した場合10万円支給） ●住宅・作業小屋家賃助成 家賃の1/2（上限1万円、3年間） その他、県補助事業、県農業制度金融制度について、導入支援	産業建設課産業係 TEL 0241-57-2117
南会津町	新規就農者支援事業 ※国県等の類似する補助事業等に該当する者は除く	【研修業務補助金】 ・補助対象者 ①町内在住者及びUターン者 ②Iターン者 経営責任者の年齢がおおむね18歳以上50歳未満で、配偶者または18歳以上60歳未満の同居の親族を有する者 ・交付の条件 研修業務終了後、町内で新たに重点振興作物を概ね20%以上栽培し農業を営む者 農業経営技術研修機関及び団体に助成	【研修業務補助金】 ○補助金額 1人当たり月額150,000円以内の80% ○助成期間 原則として年6か月以上8か月以内で、最大16か月の栽培期間に限る	農林課農政係 TEL 0241-62-6220
		【初度経営支援補助金】 ・補助対象者 上記研修業務が終了した者 ・交付の条件 町内で7年以上営農の継続が見込まれる者（研修期間は除く）	【初度経営支援補助金】 ○補助金額 1組当たり年額700,000円以内 ○助成期間 最長3年間	
南会津町	新規就農者雇用促進事業 ※国県等の類似する補助事業等に該当する場合は除く	【研修業務補助金】 ・補助対象者 正規雇用予定時の年齢がおおむね18歳以上50歳未満で、町内在住者または1年以内に町内に在住する見込みのある者 ・交付の条件 研修業務終了後、補助対象者を引き続き正規雇用する、補助事業業者に助成	【研修業務補助金】 ○補助金額 1人当たり月額150,000円以内の80% ○助成期間 原則として年6か月以上8か月以内で、最大16か月の栽培期間に限る	農林課農政係 TEL 0241-62-6220
		【初度経営支援補助金】 ・補助対象者 上記研修業務が終了した者 国県等の類似する研修業務等が終了した者 ・交付の条件 補助対象者を引き続き5年以上正規雇用し、重点振興作物、水稻またはそばを、補助対象者1人につきおおむね20%以上新規栽培するか規模拡大し、農業経営を行う農業生産法人に助成（研修期間は除く）	【初度経営支援補助金】 ○補助金額 1法人当たり年額1,000,000円 ○助成期間 最長2年間	

市町村名	事業名	対象者	支援措置の内容	窓口・問い合わせ先
南会津町	種苗等支援事業	<p>・補助対象者 農業生産法人、認定農業者、認定新規就農者、新規就農者支援事業認定者、3戸以上で組織する営農団体（規約を有する団体に限る）</p> <p>・補助条件 重点振興作物の新植及び改植に係る苗代等を助成する。</p> <p>（1）新植：各戸の新植面積が5a以上又は各戸の補助対象事業費が5万円以上</p> <p>（2）改植：各戸の改植面積が5a以上又は各戸の補助対象事業費が5万円以上 ※ただし、トマトは新植に限る</p>	<p>（1）新植 補助対象事業費の2/3以内（限度額1,000千円）</p> <p>（2）改植 補助対象事業費の1/3以内（限度額500千円）</p>	農林課農政係 TEL 0241-62-6220
	農業用資材支援事業	<p>・補助対象者 農業生産法人、認定農業者、認定新規就農者、新規就農者支援事業認定者、3戸以上で組織する営農団体（規約を有する団体に限る）</p> <p>・補助条件 重点振興作物栽培に係るハウス被覆用ビニール代の経費を補助する ※ただし、補助対象事業費は1件あたり100千円以上とする</p>	<p>（1）農業生産法人、認定農業者、新規就農者支援事業認定者 補助対象事業費の1/4以内（限度額は300千円とし、3年に1回の申請とする）</p> <p>（2）3戸以上で組織する営農団体（規約を有する団体に限る） 補助対象事業費の1/4以内（限度額は1人につき100千円とし、同一人につき3年に1回の申請とする）</p>	
	重点振興作物栽培支援事業	<p>・補助対象者 （1）認定新規就農者、新規就農者支援事業認定者 （2）農業生産法人、認定農業者、3年以内に認定農業者になる見込みの者</p> <p>・要件 新規で重点振興作物を10a以上栽培する者に対し、機械・資材費を栽培初年度のみ助成する ※ただし、国県等の補助事業に採択された事業費以外とする</p>	<p>（1）認定新規就農者、新規就農者支援事業認定者 補助対象事業費の8/10以内（限度額は1,600千円、ただし、青年就農給付金（経営開始型）受給者は800千円以内）</p> <p>（2）農業生産法人、認定農業者 補助対象事業費の5/10以内（限度額は1,000千円）</p>	
	客土支援事業	<p>・補助対象者 農業生産法人、認定農業者、認定新規就農者、新規就農者支援事業認定者、3戸以上で組織する営農団体（規約を有する団体に限る）</p> <p>・補助条件 重点振興作物栽培ほ場の面積が10a以上で、10cm以上客土する場合の経費を補助する</p>	補助対象事業費の1/2以内（限度額3,000千円）	

市町村名	事業名	対象者	支援措置の内容	窓口・問い合わせ先
下郷町	下郷町夢ある農業担い手育成支援事業	(青年就農給付金受給者を除く)		下郷町役場 産業課農政係 0241-69-1188
	1. 新規就農者研修支援事業	①下郷町認定農業者及び下郷町認定新規就農者 ②農業経営開始時の年齢が18歳以上60歳未満の者	○1人当たり月額8万円を助成する。 最長1年間(年2回交付) ・交付条件 研修終了後、町内で新規に就農が見込まれる者	
	2. 新規就農者経営支援事業	①下郷町認定農業者及び下郷町認定新規就農者 ②農業経営開始時の年齢が18歳以上60歳未満で50歳以上60歳未満の者は配偶者又は20歳以上の同居の親族を有する者	○1人当たり月額10万円を助成する 最長3年間(年2回交付) ・交付条件 町内に居住し、5年以上営農の継続が見込まれる者	
	3. 新規農業経営法人化支援事業	①下郷町認定農業者 ②下郷町集落営農団体	○登記申請時の費用(登録免許税) 上限15万円を助成する(会社形態による) 新規農業法人等設立時に交付 ・交付条件 町内に居住し、10年以上営農の継続が見込まれる法人	
	4. 農地利用集積推進事業	1月1日から12月31日までの間に3年以上の利用権の設定をした者	年数に応じて助成金単価が定められており、認定新規就農者の場合、その助成金単価に5,000円上乘せされる。	
只見町	只見町新規農業参入者支援事業(研修支援)	以下の条件を全て満たす者 ・町内に住所を有し、新たに農業を始める者 ・18歳以上60歳以下の者であって、18歳以上60歳以下の同居の親族がいる者 ・町内に居住し10年以上就農することが確約できる者 ・就農計画を策定し、認定を受けた者	○研修期間 1年以内 ○研修場所 町内農家 ○研修内容 施設園芸作物(トマトなど)の栽培及び経営計画 ○研修助成金 8万円/月 ※就農前の研修を対象	農林振興課農政係 TEL 0241-82-5230
	只見町新規農業参入者支援事業(農業経営支援)	上記により新規参入者の認定を受けた者	期間は、5年間で、国及び県の補助事業により導入した施設、農業機械等導入の初期投資額を5年間分割で助成	
	只見町新規農業参入者支援事業(農用地借料支援)	上記により新規参入者の認定を受けた者	借受農地の小作料相当額を5年間助成	

市町村名	事業名	対象者	支援措置の内容	窓口・問い合わせ先
飯舘村	飯舘村農業経営基盤強化資金利子助成金	認定農業者	農業経営基盤強化資金の借入者に対する助成金（農業経営基盤強化資金の貸付利子に対しての助成）	復興対策課農政係 TEL 0244-42-1621
	次世代営農者育成事業	村民	県国際農友会海外派遣研修事業参加者への助成 国内農業先進地への研修参加者に対する助成	
いわき市	担い手・就農支援促進事業	新規就農を希望する者	市内で就農を希望する者の就農相談に対応する	農業振興課担い手支援係 TEL 0246-22-1148